

# ○保育所等訪問支援給付費

基本部分		注 専門職員が支援を行う場合	注 通所支援計画が作成されない場合	注 一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	注 児童発達支援管理責任者専任加算 (1日につき)	注 特別地域加算
保育所等訪問支援給付費	(916単位)	+375単位	×95/100	×93/100	+68単位	+15/100
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×79/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×58/1000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×32/1000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十ハの90/100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 十所定単位×11/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可				